

次亜塩素酸ナトリウム水溶液水道用特級仕様書

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 品名 | 次亜塩素酸ナトリウム水溶液水道用特級（単価） |
| 2 | 規格 | 別表 水道用次亜塩素酸ナトリウム特級品 参照 |
| 3 | 予定数量 | 12% : 年間 22,000 kg
6% : 年間 17,000 kg |
| 4 | 契約方法 | 1 kgあたりの単価契約 |
| 5 | 契約期間 | 令和7年4月から令和8年3月まで |
| 6 | 納入場所 | 別紙 「次亜塩素酸ナトリウム水溶液水道用特級
納入場所」 参照 |
| 7 | 納入方法 | 発注毎に指定した日時、数量を納入場所に応じ、タンクローリーまたはポリ容器にて搬入すること。 |
| 8 | その他 | ①指定日、指定時間には、遅滞無く納入すること。
②タンクローリー車による納入に際しては、その他の車輛の通行に支障の無いよう注意し駐車すること。
③搬入口周辺に薬剤の飛散が無いように注意すること。必要に応じ駐車場所から搬入口までの延長ホース、ジョイント等を予め用意すること。
④納入日毎に計量証明書（重量がわかるもの）を提出すること。
⑤薬剤タンク、配管の詰まり等の運転管理上の支障がでないこと。使用中に問題点が指摘された場合は、直ちに原因を追究し、問題解決にあたること。
⑥納入された製品が原因で問題が発生した場合は、受注者の負担により直に改善すること。この際、各種装置などの設備に破損を生じた場合についても受注者の負担により修理、復元するものとする。 |

- ⑦使用にあたっては、新規設備・機器の設置及び設備変更を必要としないこと。
- ⑧期間中無断で、薬剤その他の仕様を変更してはならない。
- ⑨本契約は単価契約であり実際の発注は予定数量を上回り又は下回ることができるものとする。
- ⑩搬入方法（タンクローリーまたはポリ容器）が異なっても同一単価する。
- ⑪契約期間内での契約単価の見直しは行わない。

別表

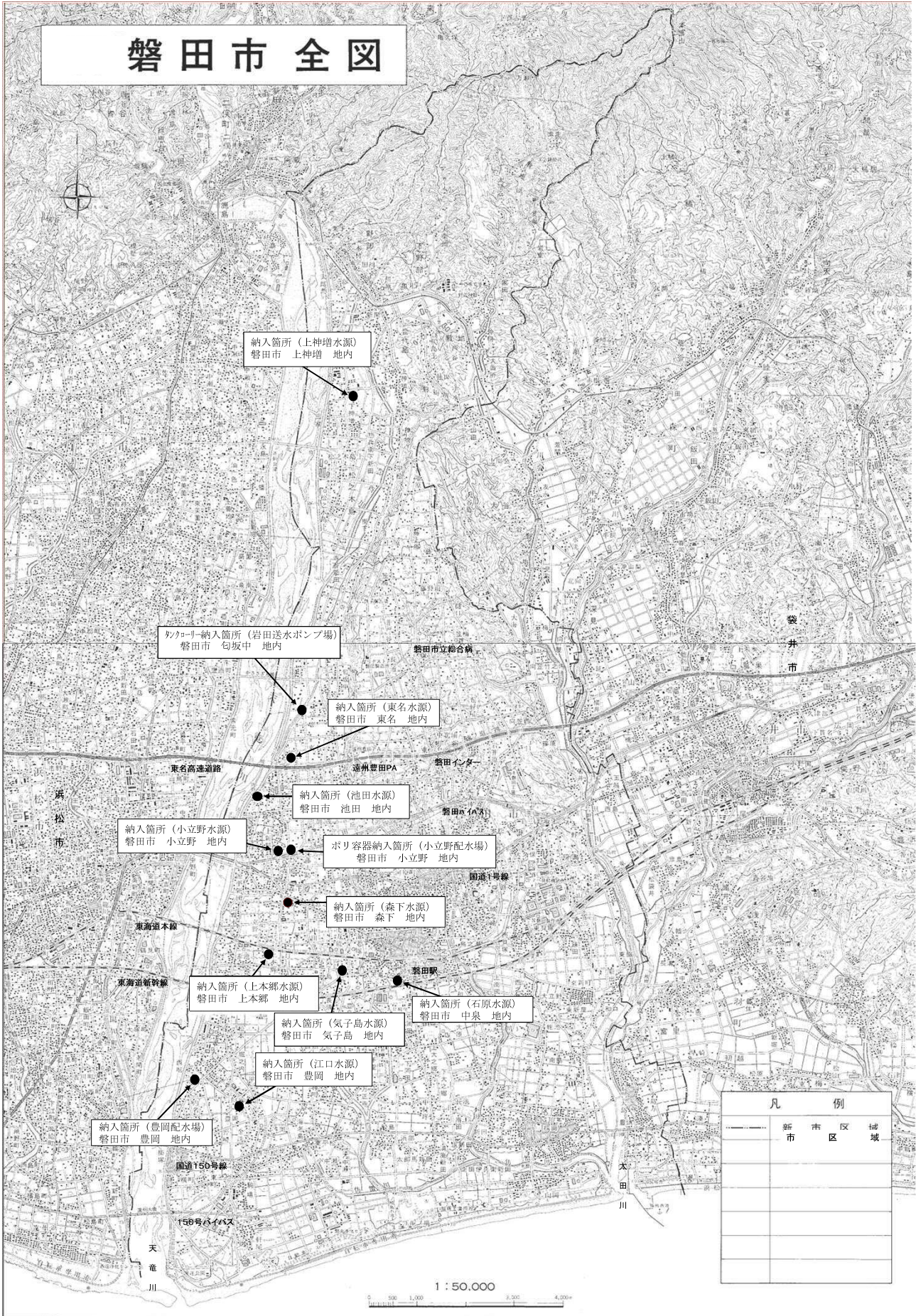
水道用次亜塩素酸ナトリウム特級品

(公称 12%)

(公称 6%)

項目	単位	規 格	項目	単位	規 格
有効塩素	%	12.0 以上	有効塩素	%	6.0 以上
塩素酸	mg/kg	2,000 以下	塩素酸	mg/kg	1,000 以下
臭素酸	mg/kg	10 以下	臭素酸	mg/kg	5 以下
遊離アルカリ	%	2.0 以下	遊離アルカリ	%	2.0 以下
比重 (20℃)		1.16 以下	比重 (20℃)		1.08 以下
塩化ナトリウム	%	2.0 以下	塩化ナトリウム	%	1.0 以下

磐田市全図



凡 例	
-----	新 市 区 域

次亜塩素酸ナトリウム水溶液水道用特級納入場所

タンクローリー搬入（６％，１２％）（現場タンクへの直接補給を基本とする）

施設名	所在地
上神増水源	磐田市上神増 2 5 6 8
岩田送水ポンプ場	磐田市勾坂中 1 4 9 8 - 1
東名水源	磐田市東名 1 4 8 - 4
池田水源	磐田市池田 1 3 9
小立野水源	磐田市小立野 4 5 8 - 1
森下水源	磐田市森下 3 0 0 - 2
上本郷水源	磐田市上本郷 1 0 0 9 - 4
気子島水源	磐田市気子島 9 5 5
江口水源	磐田市豊岡 6 5 6 7 - 2
豊岡配水場	磐田市豊岡 2 9 6 5 - 1
石原水源	磐田市中泉 8 3 0 - 6

ポリ容器搬入（６％，１２％）

施設名	所在地
上神増水源	磐田市上神増 2 5 6 8
東名水源	磐田市東名 1 4 8 - 4
池田水源	磐田市池田 1 3 9
小立野水源	磐田市小立野 4 5 8 - 1
小立野配水場	磐田市小立野 6 6 - 1
森下水源	磐田市森下 3 0 0 - 2
上本郷水源	磐田市上本郷 1 0 0 9 - 4
気子島水源	磐田市気子島 9 5 5
江口水源	磐田市豊岡 6 5 6 7 - 2
豊岡配水場	磐田市豊岡 2 9 6 5 - 1
石原水源	磐田市中泉 8 3 0 - 6